

平成 24 年 7 月 23 日

株主各位

住 所 東京都昭島市武蔵野 3-4-1
会 社 名 日本マイクロコーティング株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡 邊 淳

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

平成 24 年 7 月 23 日開催の当社取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行する旨の決議を致しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告致します。

記

1. 新株予約権の名称

日本マイクロコーティング株式会社平成 24 年第 1 回新株予約権
日本マイクロコーティング株式会社平成 24 年第 2 回新株予約権

2. 新株予約権の割り当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

日本マイクロコーティング株式会社平成 24 年第 1 回新株予約権
当社取締役 5 名 750 個
日本マイクロコーティング株式会社平成 24 年第 2 回新株予約権
当社従業員 22 名 750 個

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式75,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力の発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じる場合は、これを切捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(又は併合)の比率

4. 新株予約権の総数

日本マイクロコーティング株式会社平成 24 年第 1 回新株予約権 750 個とする
日本マイクロコーティング株式会社平成 24 年第 2 回新株予約権 750 個とする

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、3.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

各対象者に対して発行する新株予約権の配分に関しては、取締役会に一任するものとする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に4.で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」という。）は新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社大阪証券取引所が公表する、当社の普通株式の午後3時10分現在の直近の売買価格（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた額として、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行以降、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間

平成26年9月1日から平成30年8月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者が当社および当社子会社の取締役または従業員たる地位を喪失した場合、権利を行使することはできない。
ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続は認めない。

8. 新株予約権の取得事由

- ① 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、又は新設分割計画が当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

9. 新株予約権の取得承認

新株予約権を取得するには当社取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

11. 新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しません。

12. 新株予約権の行使に際しての払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 立川支店

13. 新株予約権を割り当てる日

平成 24 年 8 月 8 日

以 上

「公告用ファイルのアドレス相違による追加公告」

下記の期間、電子公告用 PDF ファイルのアドレスに相違があったため公告が中断しました。

平成 24 年 7 月 25 日 0 時 00 分から平成 24 年 7 月 25 日 10 時 25 分まで

以上